

警察庁丁備企発第43号 令 和 5 年 3 月 2 日

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長 殿

警察庁警備局警備企画課長



爆発物を使用したテロ等の未然防止のために販売事業者等が講ずる措置の周知・ 指導の徹底について(依頼)

貴省におかれては、各都道府県肥料・農薬担当主務部(局)長等に対して「爆発物を使用したテロ等の未然防止に向けた肥料・農薬販売業者等がとるべき措置の周知・指導の徹底について(依頼)」を発出し、肥料・農薬販売業者等がとるべき措置を周知・指導するなど、爆発物を使用したテロ等の未然防止のための取組を推進されているところであるが、近年においても、依然として、

- 劇物が偽名を用いた一般消費者に販売されていた事案
- インターネットで硝酸カリウムを入手するなどし、黒色火薬を製造した事案
- ホームセンター等において過酸化水素を含有する家庭用製品を入手するなど し、爆発物を製造した事案

等が検挙されている。

本年には、G7広島サミット及び関係閣僚会合並びにこれらの関係行事の開催が予定されている中、薬局、ホームセンター、インターネット通信販売事業者等から入手可能な原料を購入し、インターネット上に散見される爆発物の製造方法等の有害情報を参考にして、爆発物を製造・使用する事案の発生が懸念されるところである。

ついては、爆発物の原料となり得ることから、警察において近年対策を強化している 硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸、塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、尿素、硝酸アン モニウム、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウムの11品目について、下記のとおり、 これまでの対策を講ずるとともに新たに対策を強化するよう、改めて依頼するので、関 係各位に対して周知・指導を徹底するよう、格段の配意をお願いする。

なお、本件については、各都道府県警察本部に対して通知していることを申し添える。

記

1 11品目の化学物質(硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸、塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、尿素、硝酸アンモニウム、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム)について、関係法令に基づく譲渡手続や交付制限及び譲渡の記録に関する書面(電磁的記録を含む。)の適切な保管等の遵守並びに盗難・紛失防止対策の強化を図るなど、適正な管理を徹底すること。また、盗難・紛失事案が発生した場合には、速やかに警察に通報すること。

- 2 11品目の取引に際しては、購入者の氏名、住所等を身分証により確認するなどし、本人性を確実に確認するとともに、使用目的等の確認を行うこと。また、購入品の安全な取扱いに不安があると認められる場合等には取引を差し控えること。
- 3 11品目のうち、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律303号。)に規定する劇物については、使用目的を確認し、使用目的を合理的・具体的に説明できない一般消費者には販売を差し控えるなど、その取扱いに特に留意すること。
- 4 11品目のうち、硝酸カリウムについては、使用目的が農作物の栽培であること等を確実に確認し、使用目的を合理的・具体的に説明できない一般消費者には販売を差し控えること。
- 5 インターネットを利用した取引が爆発物の原料の入手に悪用されている実態にある ことから、インターネットにおける取引について、特に、上記1~4の措置を確実に 講じること。
- 6 11品目の化学物質を含有する家庭用製品についても、例えば、過酸化水素を含有する家庭用製品の取引に際して、通常の取引に比して大量に購入したり、不自然に連続して購入したりするなど、顧客に不審な動向がある場合は、購入者の氏名、住所、使用目的等の確認を行うこと。
- 7 上記6に掲げる場合のほか、氏名、住所、又は使用目的等を明らかにすることを拒否し又はあいまいにする者等、顧客に不審な動向がある場合には、当該顧客に係る関連情報(人定事項、電話番号等連絡先、車両ナンバー等)をできる限り把握し、速やかに警察に通報するとともに、その後の捜査等に協力すること(これまで事業者からの通報により爆発物の製造事案が検挙され、被害が未然防止された事例がある。)。
- 8 各都道府県肥料・農薬担当主務部(局)長、肥料・農薬関係団体等に対して、警察 官からその職務上、肥料の生産・輸入・販売業者又は農薬の製造・輸入・販売者に係 る名簿の閲覧請求があった場合には協力すること。